る場合（組合員の療養に係る金額のみを合算して高額療養費を支給する場合を除く。）には、これらの合算した額からこれらの規定により支給される高額療養費の額を控除して得た額（次条において「合算組合員負担額」という。）が54,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、108,000円）を超えるときは、その超える金額を家族療養費附加金として支給する。

附　則

（一部負担金払戻金）

第６条　組合は、法附則第８条の規定に基づき、組合員が支払った一部負担金の額等（施行令第11条の３の３第１項第１号イからニまでの規定に掲げる金額をいう。以下同じ。）の払戻しについて、次の各号に掲げる金額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）を一部負担金払戻金として支給する。ただし、当該金額が1,000円に満たないときは、この限りでない。

⑴　療養の給付、保険外併用療養費、療養費及び訪問看護療養費（以下「療養の給付等」という。）の支給１件（医療機関において薬剤の投与に代えて処方箋が交付された場合の当該処方箋に基づく薬局での薬剤の支給は、当該処方箋を交付した医療機関における療養とみなし合算する。）について、その療養の給付等に係る一部負担金の額等（法第60条の２の規定により高額療養費を支給する場合（次号に該当する場合を除く。）には、当該一部負担金の額等から当該高額療養費に相当する額を控除して得た額）が27,000円（当該療養の給付等の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、54,000円）を超える場合にその超える金額

⑵　一部負担金の額等を合算して高額療養費を支給する場合には、当該合算した一部負担金の額等から当該高額療養費に相当する額を控除して得た額が54,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、108,000円）を超える場合にその超える金額

る場合（組合員の療養に係る金額のみを合算して高額療養費を支給する場合を除く。）には、これらの合算した額からこれらの規定により支給される高額療養費の額を控除して得た額（次条において「合算組合員負担額」という。）が50,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、100,000円）を超えるときは、その超える金額を家族療養費附加金として支給する。

附　則

（一部負担金払戻金）

第６条　組合は、法附則第８条の規定に基づき、組合員が支払った一部負担金の額等（施行令第11条の３の３第１項第１号イからニまでの規定に掲げる金額をいう。以下同じ。）の払戻しについて、次の各号に掲げる金額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）を一部負担金払戻金として支給する。ただし、当該金額が1,000円に満たないときは、この限りでない。

⑴　療養の給付、保険外併用療養費、療養費及び訪問看護療養費（以下「療養の給付等」という。）の支給１件（医療機関において薬剤の投与に代えて処方箋が交付された場合の当該処方箋に基づく薬局での薬剤の支給は、当該処方箋を交付した医療機関における療養とみなし合算する。）について、その療養の給付等に係る一部負担金の額等（法第60条の２の規定により高額療養費を支給する場合（次号に該当する場合を除く。）には、当該一部負担金の額等から当該高額療養費に相当する額を控除して得た額）が25,000円（当該療養の給付等の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、50,000円）を超える場合にその超える金額

⑵　一部負担金の額等を合算して高額療養費を支給する場合には、当該合算した一部負担金の額等から当該高額療養費に相当する額を控除して得た額が50,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、100,000円）を超える場合にその超える金額

附　則

１　この変更は、令和８年８月１日から施行する。

２　変更後の第18条及び附則第６条の規定は、令和８年８月１日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

出品預証書紛失に伴う証書の無効公告

下記のように出品預証書亡失の届け出がありましたので、京都国立博物館文化財受託規則第６条第２項により、事故発生の日以後無効とします。

令和８年８月５日

独立行政法人国立文化財機構
京都国立博物館

亡失証書記号番号	交付年月日	亡失者氏名	亡失年月日	備　考
京博Ａ第1571号	昭和45年11月20日	伊藤　　毅	令和８年６月19日	
京博Ｂ第468号	昭和28年２月12日	伊藤　　毅	令和８年６月19日	
京博Ｇ第2270号	昭和44年８月１日	伊藤　　毅	令和８年６月19日	
京博Ｉ第382号	昭和44年10月14日	伊藤　　毅	令和８年６月19日	